

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 10 月 20 日（火）第 764 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 1
- 公衆浴場入浴料金統制額の指定（※）（生活衛生課取扱い） 1
- 漁船保険付保義務発生（2件）（水産振興課取扱い） 2
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（河川課取扱い） 2
- 公金の収納に関する事務の委託（建築課取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第576号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 8 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
橋野 伸	薩摩川内市下甕手打診療所	薩摩川内市下甕町手打956番地	内科	令和 8 年 10 月 9 日
徳田 潔	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号	内科	令和 8 年 10 月 9 日

鹿児島県告示第577号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

なお、令和 5 年 12 月 15 日鹿児島県告示第919号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、令和 8 年 10 月 31 日限り廃止する。

令和 8 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
500円	150円	80円

備考 1 この表に掲げる統制額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を含むものとする。

2 この表に掲げる統制額は、鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第2項の特殊公衆浴場の入浴料金については適用しない。

鹿児島県告示第578号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、出水加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年10月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第579号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、瀬戸内加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年10月20日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第580号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和8年10月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 しゅん功認可年月日

令和8年10月5日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字古志字長崎5番1から同大字字浦ノ一19番3に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノ一19番地3から20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域(ハ)

次の点52から点92までを順次に直線で結んだ線及び点92と点52を直線で結んだ線により囲まれた区域

点52 四等三角点長崎（北緯28度13分44秒3939、東経129度15分50秒6340）（以下「基点」という。）から30度13分20秒175.91メートルの地点

点53 点52から42度28分17秒1.11メートルの地点

点54 点53から74度12分50秒1.67メートルの地点

点55 点54から40度18分35秒10.95メートルの地点

点56 点55から46度42分43秒10.53メートルの地点

点57 点56から42度10分00秒8.80メートルの地点

点58 点57から67度20分35秒12.23メートルの地点

点59 点58から75度04分19秒20.22メートルの地点

点60 点59から80度14分58秒7.49メートルの地点

点61 点60から81度15分05秒12.75メートルの地点

点62 点61から89度29分52秒14.03メートルの地点

点63 点62から96度48分58秒20.34メートルの地点

点64 点63から95度46分52秒7.13メートルの地点

点65 点64から92度39分20秒10.60メートルの地点

点66 点65から90度06分33秒8.39メートルの地点
点67 点66から86度51分12秒11.55メートルの地点
点68 点67から129度00分28秒1.78メートルの地点
点69 点68から86度37分20秒21.56メートルの地点
点70 点69から86度39分37秒17.18メートルの地点
点71 点70から80度42分39秒12.47メートルの地点
点72 点71から174度42分21秒7.90メートルの地点
点73 点72から263度18分14秒2.47メートルの地点
点74 点73から266度48分26秒13.43メートルの地点
点75 点74から267度56分51秒8.38メートルの地点
点76 点75から266度27分42秒20.06メートルの地点
点77 点76から265度55分55秒5.39メートルの地点
点78 点77から267度11分42秒14.55メートルの地点
点79 点78から266度52分06秒19.95メートルの地点
点80 点79から267度06分27秒15.54メートルの地点
点81 点80から267度06分27秒4.52メートルの地点
点82 点81から265度52分45秒19.51メートルの地点
点83 点82から263度24分58秒11.89メートルの地点
点84 点83から259度49分13秒6.97メートルの地点
点85 点84から254度32分44秒18.72メートルの地点
点86 点85から246度12分10秒7.04メートルの地点
点87 点86から251度30分29秒4.13メートルの地点
点88 点87から244度40分37秒7.59メートルの地点
点89 点88から242度46分04秒9.68メートルの地点
点90 点89から245度51分34秒7.05メートルの地点
点91 点90から269度00分34秒2.89メートルの地点
点92 点91から264度10分45秒1.67メートルの地点

イ 埋立区域(ニ)

次の点93から点105までを順次に直線で結んだ線及び点105と点93を直線で結んだ線により囲まれた区域

点93 基点から51度25分50秒418.21メートルの地点
点94 点93から288度36分10秒6.51メートルの地点
点95 点94から286度45分23秒3.89メートルの地点
点96 点95から285度40分24秒12.79メートルの地点
点98 点96から270度54分53秒18.72メートルの地点
点99 点98から359度22分17秒7.85メートルの地点
点100 点99から92度53分59秒6.07メートルの地点
点101 点100から95度04分28秒5.05メートルの地点
点102 点101から93度00分04秒7.89メートルの地点
点103 点102から97度23分50秒7.81メートルの地点
点104 点103から100度50分08秒3.51メートルの地点
点105 点104から97度12分07秒9.88メートルの地点

(3) 面積

埋立区域(ハ) 2,095.46平方メートル

埋立区域(ニ) 325.35平方メートル

合計 2,420.81平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成29年1月18日

指令河第 379 号

- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
瀬戸内町

鹿児島県告示第 581 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会
鹿児島市上之園町 24 番地 4
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宅地建物取引士証の交付、有効期間の更新及び再交付の申請に対する審査に係る手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 10 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 10 月 1 日

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第 99 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 10 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野 孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン 1 7 はじまりの記憶 Y A	株式会社ビスティ	6P0790
ぱちんこ遊技機	e A 新世紀エヴァンゲリオン 1 7 はじまりの記憶 G O 4	株式会社ビスティ	610912
ぱちんこ遊技機	e ルパン三世 V S キャッツアイ A C M 2	株式会社アムテックス	6P0103
ぱちんこ遊技機	e 北斗の拳激闘 G R E D	株式会社銀座	610916
ぱちんこ遊技機	P L T 世界でいちばん強くなりたい A R U	株式会社サンセイアール アンドディ	5P0491
ぱちんこ遊技機	e ようこそ実力至上主義の教室へ A R B	株式会社サンセイアール アンドディ	610441
ぱちんこ遊技機	P ようこそ実力至上主義の教室へ B R E	株式会社サンセイアール アンドディ	610559
ぱちんこ遊技機	e 天才バカボン 8 M F J K	株式会社ディ・ライト	6P1065
回胴式遊技機	L シンデュアリティ F A A	株式会社エフ	630662
回胴式遊技機	L ガールズ & パンツァー L 4	株式会社オリンピア	6S1052
回胴式遊技機	L B 開運 J A P A N W F	サミー株式会社	6S1082